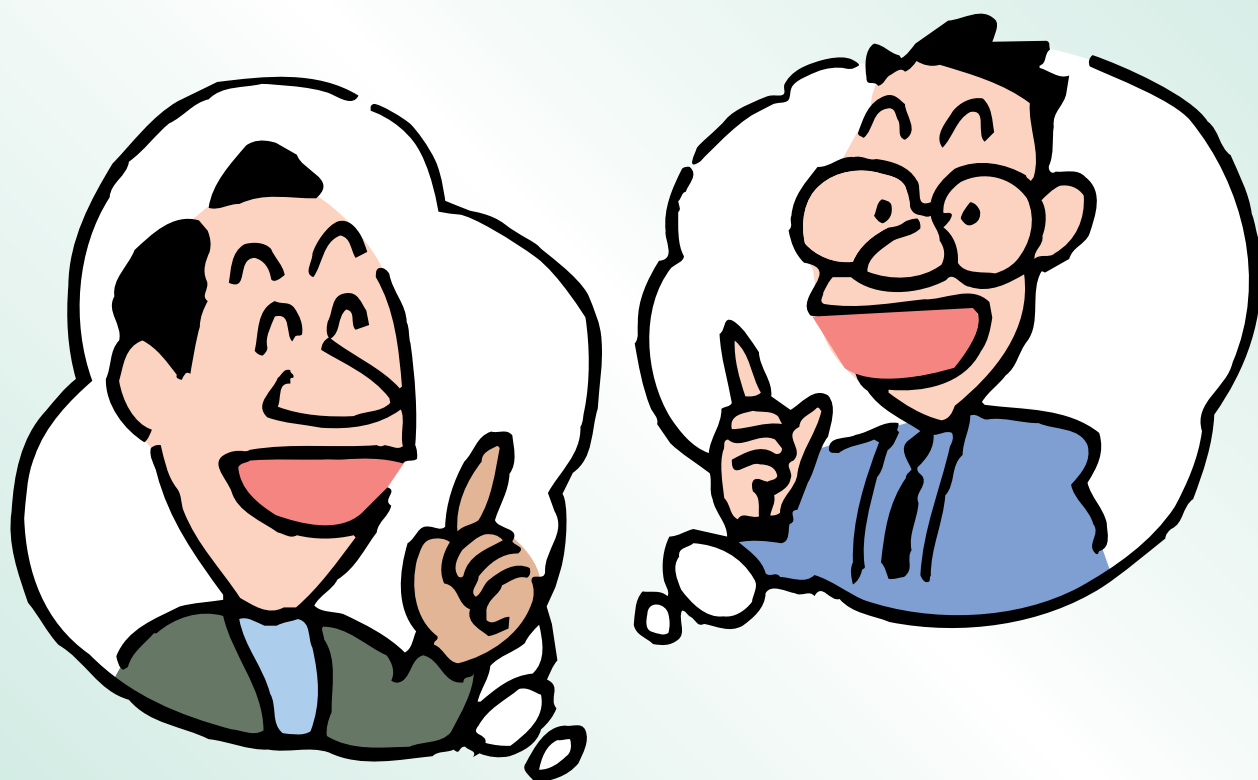


## 企業組合制度のご案内

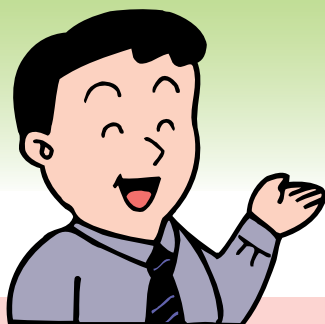
**企業組合は個人の創業を応援し、  
地域・社会への貢献を  
実現する制度です。**



〓 働く場を自らの手で創り出す 〓



長野県中小企業団体中央会



# 企業組合とはこ

**企業組合は個人の創業と働く場の確保を応援する制度です。**

企業組合は、中小企業等協同組合法に基づく組合組織の一つです。事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々(4人以上)が組合員となって、互いに資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造する組織です。組合自体が一つの事業体となり、組合員それぞれの有する技術・技能やアイデアを活かした事業を会社と同じように実施することができます。いわば、個人が集まって創業し、自らの安定した就業の場を創り出すことを目的とした制度です

## ここがポイント

4人以上の個人が資本と労働を持ち寄って設立します。

**あなたのやる気と能力を活かすための組織です。**

誰にでも培ってきた技術・技能、専門知識や資格があります。組合員になろうとする人々が、お互いの経験や技能を評価し合い、それを経営資源として事業を立ち上げます。

せっかくのキャリアや能力を埋もれさせることもなく、新たな職場づくりにつなげることができます。また、組合が実施する事業に特段の制限はありません

## ここがポイント

経営資源は組合員の経験や技能です。

**学歴・年齢・性別不問、働き方や給料はみんなて決定。**

組合員には年齢、学歴などの制限は全くありません。また、勤務形態や労働時間、給与など「どのような働き方をするか」も組合員で決定します。これにより、年齢や体力にあわせて事業に参加していくことが可能です。

## ここがポイント

民主的な運営を基本とし、労働条件等は組合員自ら決定します。



# んな制度です



## 組合事業への従事等が必要です。

企業組合は、働きたい個人の働く場を確保し、協同して事業を行う組織ですから、本来ならばできるだけ多くの組合員が組合事業に従事することが理想です。

しかし、事情によって参加できない組合員もいることから、一定の割合の組合員が組合事業に従事する義務が課されている(従事比率)ほか、従業員の一定割合が組合員であること(組合員比率)が必要となっています。

### ここがポイント

- ・従事比率:組合員の2分の1以上は組合事業に従事することが必要です。
- ・組合員比率:全従業員の3分の1以上は組合員であることが必要です。

## 法人も組合に参加することが可能です。

企業組合は、個人の方々が組合員となって自らの働く場を創り上げていくことが基本ですが、組合の機能を強化し事業をより効率的に推進するため、一定の制限のもとに株式会社等の法人や任意グループも特定組合員として加入することができます。外部の経営資源を効果的に活用し、組合活動の活性化が図れます。

### ここがポイント

特定組合員は数では全体の4分の1以下、出資総額では2分の1未満であることが必要です。

## 地域振興や社会貢献など時代の要請に応える組織です。

組合員の働く場の確保だけでなく、地域や社会に貢献する「ソーシャル・ビジネス」として活動する組合も増えています。地元の地域資源を活用した「まちおこし・むらおこし」などの地域活性化への取り組み、訪問介護事業等を通じた高齢化社会への対応、公的施設の管理運営など地域社会の課題解決を担う組織としても注目されています。

### ここがポイント

地域社会への貢献を目標とする組合は、企業組合全体の約3割もあります。





# 企業組合は こんなに有利な組織です。



## 税制上の優遇措置が適用されます。

組合の設立、代表理事の変更など法律に基づく登記の際の登録免許税や、組合と組合員の間で発行される受取書に対する印紙税が非課税になるなど、会社には適用されない税制上の優遇措置を受けることができます。また、企業組合は税制上、株式会社と同じく普通法人として取り扱われますが、出資総額が1億円以下の場合には、年間所得800万円以下の部分については、協同組合と同様の軽減税が適用されます。



## 組合員には有限責任制度が適用されます。

企業組合の出資者である組合員には、株式会社と同様に有限責任制度が適用されます。これにより、組合員はそれぞれの出資額を限度としてしか組合の有する債務の弁済に対して責任を負いません。



## 組合運営に対する発言権は平等です。

株式会社の株主と異なり、企業組合の組合員には出資額の多い少ないに関係なく、議決権・選挙権が平等に与えられるので、民主的な組織運営が確保されます。また、組合員には、事業への参加や利用に対しても平等の権利が与えられます。



## 営利追求が可能な組織です。

企業組合は、株式会社などと同じく営利を追求できる組織です。利益は、NPOなどとは異なり、組合員に配分することができます。企業組合の出資配当は、他の協同組合組織が「年1割以内」であるのに対し、「年2割以内」となっており、より営利追求を行いやすいものとしています。また、株式会社への組織変更も可能です。



## 事業に従事する組合員には勤労者としての地位が与えられます。

組合員は株式会社の株主に該当し、企業組合が雇用する従業員ではありませんが、組合員が組合事業に従事したことにより受け取る所得は事業所得ではなく、給与所得として取り扱われます。もちろん、配当（出資配当・従事分量配当）を受けることもできます。また、事業に従事する組合員に対する社会保険（健康保険・年金保険）制度、労働保険（雇用保険・労災保険）制度の適用については、原則として勤労者と同等の取り扱いを受けることができます。



## 行政庁や専門金融機関等の支援を受けることができます。

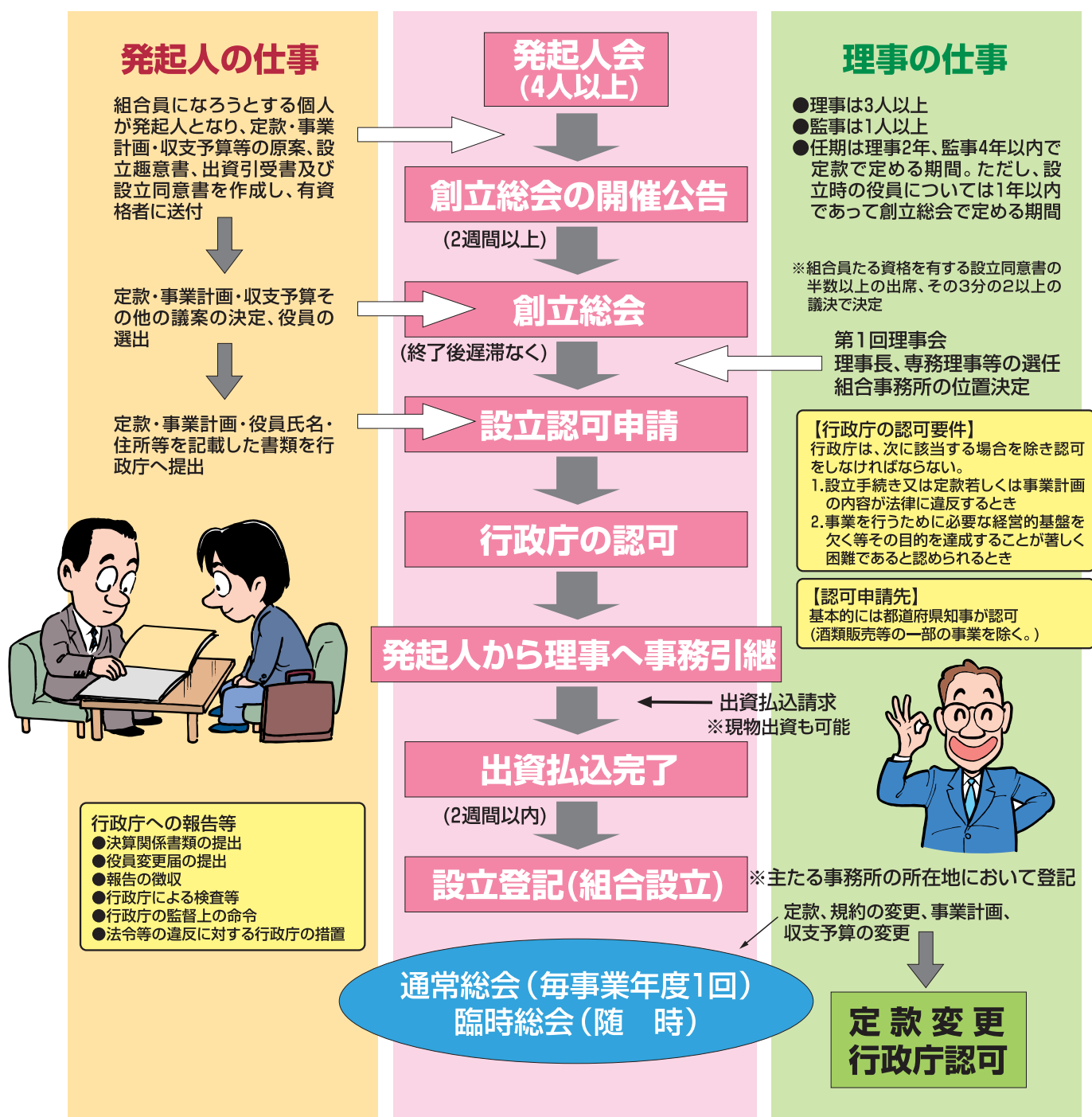
行政庁や中小企業団体中央会を通じて、各種助成事業など国の中小企業施策の支援を受けることができるほか、指導・支援や情報提供を受けることができます。また、商工中金や日本政策金融公庫などの政府系金融機関や都道府県等からの融資を受けることができます。特に、行政庁の認可を受けることが設立の要件とされていることから、社会的信頼性が高いことも大きなメリットといえます。



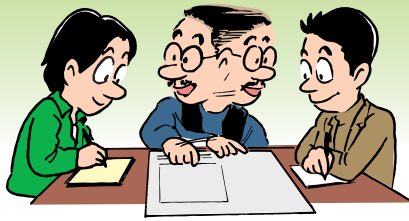
# 企業組合を設立するためには、創立総会を開催、行政庁の認可、設立の登記を完了する必要があります。

企業組合を設立するためには、創立総会を開催し、定款・事業計画などを決定した後、行政庁（都道府県など）の認可と事務所（事業を行おうとする場所）の所在地を管轄する地方法務局（登記所）での登記が必要です。設立するまでの流れは次の通りです。定款・事業計画などの作成、設立までの諸準備に関しては中小企業団体中央会がお手伝いします。

## 企業組合の設立・運営フロー図







# 企業組合と 株式会社の違い

| 内 容 \ 種 類 | 企 業 組 合                    | 株 式 会 社                     |
|-----------|----------------------------|-----------------------------|
| 目 的       | 働く場の確保<br>経営の合理化           | 利益追求                        |
| 組 織 性 質   | 協働組織                       | 営利組織                        |
| 性 格       | 人的結合体                      | 物的結合体                       |
| 事 業       | 商業、工業、鉱業、運送業、<br>サービス業等の事業 | 定款に掲げる事業                    |
| 設 立 要 件   | 4人以上の個人が参加                 | 発起人（出資者）1人以上                |
| 出資金・資本金等  | 出資金が必要（金額の定めなし）            | 資本金は、1円以上                   |
| 設立手続き     | ①行政庁の認可（県）<br>②設立登記（法務局）   | ①定款の認証（公証人役場）<br>②設立登記（法務局） |
| 組合員資格     | ①個人<br>②法人等（全組合員の4分の1以下）   | ない                          |
| 発 起 人 数   | 4人以上                       | 1人以上                        |
| 構成員等の責任   | 有限責任                       | 有限責任                        |
| 加 入       | 自由                         | 株式の譲受、増資割当による               |
| 任 意 脱 退   | 自由                         | 株式の譲渡による                    |
| 組合員比率     | 全従業員の3分の1以上                | ない                          |
| 従 事 比 率   | 全組合員の2分の1以上                | ない                          |
| 1組合員の出資限度 | 100分の25                    | ない                          |
| 議 決 権     | 平等（1人1票）                   | 出資別（1株1票）                   |
| 員外利用限度    | ない                         | ない                          |
| 配 当       | ①2割までの出資配当<br>②従事分量配当      | 出資配当                        |
| 組織変更      | 株式会社への組織変更が可能              | 持分会社（合名・合資・合同）へ<br>組織変更可    |
| 根 拠 法     | 中小企業等協同組合法                 | 商法・会社法                      |

# 長野県内で 活躍する企業組合



現在2500を超える企業組合が全国各地で積極的な事業活動を展開しています。  
長野県内でも約40の企業組合が、地域振興や介護・福祉などの多様な事業に取り組んでいます。

規格外といわれる野菜・農産物に付加価値を付けて消費者に届けたい

## ●矢沢加工所企業組合（塩尻市）

野菜生産者として、味や品質に替りがない野菜・農産物に付加価値を付けて消費者に届けたい、との思いから加工技術を取得。「加工施設」を設置し、味噌・ジャム・ジュースなど矢沢ブランドの構築を目指し、地域の女性が生き生きと運営。

地域の農産物を扱う直売所、加工品製造施設やレストランを運営

## ●企業組合Vif穂高（安曇野市）

直売所では地元で育った新鮮な野菜、果物などの特産品とそれらを使った加工品等を販売し、レストランでは地元野菜を沢山使った料理やそばなど、独創的なメニューを提供。様々な体験ができる「ふれあい体験館」も運営。地産地消がコンセプト。

ビジネスとして障がいを持つ人も共に働き、遜色のない品質を提供し社会参加を実現

## ●企業組合アップル工房イイダ（飯田市）

障害を持つ人達が「雇用される」という意識でなく「自分たちも働く場づくりに参加し、利益に貢献する」という考えのもとに創業。オンデマンド印刷から現在では、椎茸の栽培、新鮮野菜の発送、リネン事業にも取り組んでいる。

働く人みんなで出資、経営、労働の責任を分かち合って運営している

## ●企業組合労協ながの（長野市）

高齢者、障がい者、失業者の仕事おこしを進め、人と地域に役立つ「よい仕事」に高めて地域づくりに貢献することを目的に、人が集い、ネットワークを広げ、仕事をおこして、役所内・病院等の売店の経営、介護支援センターの運営等を行っている。

介護福祉士や看護師らが専門性を活かして宅老所を設置

## ●企業組合ひがしむら（上伊那郡箕輪町）

箕輪町の地域を拠点として「心ある介護と家庭への細やかな情報提供」を経営理念に、介護福祉事業を展開する宅老所（通所介護、短期入所生活介護）として設立。共に寄り添い、共に語らい、共に生きるをモットーに奮闘中。

様々な自然体験活動を通じて社会性・人間性・自主自立の精神を育むことを目指す

## ●企業組合子どもの森（木曽郡王滝村）

子供の交流の場として、恵まれた大自然を活用し、豊かな人間形成を目指し、都市と山村の子供達の心の通い合える交流事業（都市の子供達の山村留学事業）を行っている。

# 長野県中小企業団体中央会は、 企業組合の設立・運営を支援します。

長野県中小企業団体中央会は、企業組合や事業協同組合などの各種組合のほか、中小企業の連携組織の設立から運営等を支援するために設立された機関で、国や都道府県等の支援のもとに運営されています。  
お気軽にご相談下さい。

## ■ 中央会の事業内容

- (1) 組合等の設立・運営に関する相談・支援。農商工連携、新連携等組合以外の任意グループの形成支援
- (2) 中小企業・組合等連携組織のための講習会、講演会等の開催
- (3) 組合等連携組織に対する研修会、活路開拓・実現化事業、情報化対策事業等への助成
- (4) 中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- (5) 国・県等への建議・陳情
- (6) その他中小企業の振興のための事業

## 長野県中小企業団体中央会

URL <http://www.alps.or.jp>

- |          |                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ■ 本部     | 〒380-0936<br>長野市大字中御所字岡田131-10 中小企業会館4階<br>TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184  |
| ■ 東信事務所  | 〒386-0018<br>上田市常田2-20-26 トクダビル3階<br>TEL 0268-24-1788 FAX 0268-25-3258        |
| ■ 中信事務所  | 〒390-0811<br>松本市中央1-23-1 松本商工会館3階<br>TEL 0263-32-0477 FAX 0263-32-7299        |
| ■ 南信事務所  | 〒392-0022<br>諏訪市高島2-1201-40 RAKO華乃井ビル 1F<br>TEL 0266-78-4030 FAX 0266-58-6670 |
| ■ (飯田分室) | 〒395-0032<br>飯田市主税町3-1 いいだ会館3階<br>TEL 0265-24-7088 FAX 0265-24-5734           |